迷惑行為の禁止について

当院では、良質な療養環境を整えるべく、以下の迷惑行為を禁止しております。悪質と判断された場合には、警察への通報や診療をお断りさせていただく場合があります。

何卒、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

1. 職員や他の患者さんへの強要・脅迫行為
2. 職員や他の患者さんへのわいせつ行為、セクシャルハラスメント
3. 職員への業務と無関係な声掛け行為
4. 暴力・暴言・大声、その他の威嚇行為
5. 建物・設備・機器などを汚損する行為
6. 危険物を持ち込む行為
7. 敷地内における飲酒・喫煙行為
8. 許可なく撮影・録音等をする行為（携帯電話・スマートフォンなど）
9. 許可なく撮影動画や録音データをインターネットに公開する行為
10. 許可なく長時間滞在する行為
11. イヤホン等無しに音楽を流すなどの騒音を発生させる行為
12. 過剰な香水等の匂いによる周囲が心身の不調を招きかねない行為
13. その他、上記に準ずる迷惑行為

以上

令和 8 年 10 月

長野県厚生農業協同組合連合会
富士見高原医療福祉センター
富士見高原病院　統括院長兼院長　髙木　宏明



撮影禁止

NO　PHOTOS

院内では、カメラ・スマートフォンでの
撮影・録画は、原則禁止しています
撮影には許可が必要です



富士見高原医療福祉センター　富士見高原病院